

那覇市職員措置請求書

平成 27 年 10 月 16 日

那覇市監査委員 殿

第 1 請求の要旨

1、 若狭海浜公園内に那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業（以降本件事業）により設置された一対の龍の柱の工事を即時停止し、速やかに撤去することを求める。

2、 本件事業は、民意を得ることなく進められ、度重なる計画変更、工事の遅れ、市当局の勝手により市民の多額な血税が不当に支出されており、このような事態を招いた翁長雄志前市長及び城間幹子市長の責任は重大である。よって両名に対しこの損害分 1 億 7,000 万円を市民に弁済することを求める。

第 2 請求の理由

1、 本件事業は、大型旅客船が寄港する那覇クルーズターミナルの出入り口と那覇空港からうみそらトンネルを抜けて那覇市に入る合流地点に建設されたものである。ここは、いわば那覇市の顔となる玄関口であることから事前に広く市民の理解を得るべきであった。

本件事業を知り得た市民の多くは爪の本数でチャイナの華夷秩序の序列を表す（4 本爪は冊封国）龍のシンボルを那覇市の玄関口に建設する事は好ましくないとする意見を持つ人が少なく無い。

2、 それにも係わらず市当局は、市内にある 200 近くの自治会の内の僅か 7 か所、それも自治会長のみでの了解を取り付けただけで、事前に市民に対する龍柱の説明会を一度も開催することもなく、事前に市の広報誌で明確な事業計画を示した事も無く、アリバイ作りのように市役所のホームページで平成 25 年 7 月に 2 週間だけ意見を求めた（但し、寄せられた意見は 1 件）だけで龍柱の建設を決定した。因みに本件事業に対する反対署名は市民等により 3 万筆弱届けられている。

3、 通常、このような公共の工事がなされている現場では周囲の人々に理解を得る目的で法定掲示物以外にも建設中の工事の完成予想図を掲示するものであるが、本件事業に関してはその工事が開始された平成 26 年 8 月から今日に至るまでの

一度たりとも完成予想図が掲示されたことは無く、当方の再三の指摘にも応じた事は無かった。

4、そもそも龍の柱の計画は、曖昧さが随所にあり公共工事として不適切かつ不誠実であった。

当初の計画では、平成24年12月議会にて一括交付金を活用して予算規模1億2,400万円をもって久米至聖廟の建設される松山公園内に高さ3mから5mの龍の柱1本を平成25年度中に建設する計画であった。

ところが、翌平成25年6月議会では1億3,000万円を追加増額し、本件事業（15mの龍の柱2本）に変更された。

本件事業は、当初の計画から石材の規模が6倍以上になったにも関わらず、予算規模が2倍にしかなくなっておらず、計画そのものに整合性が無いと言わなければならない。

また、当初の完成予定が25年度中から26年度中に変更され、更に27年12月中へと度々延期されているが、その主たる原因は本件事業の計画の曖昧さと請負業者に対し適切な管理指導がなされていなかった所以である。

その1工事を請け負った株式会社沖栄建設は、石材の切り出しと加工（細工）をする現場を監督する責務があったにも関わらず、龍柱パーツの納期が大幅に遅れ、納入されたパーツは粗悪なものでかつ未完成であった。

それは、事実証明の写真Aにあるように支柱に石材を通す為の内径が規定通りに加工されていなかったこと（龍柱を支える支柱の基礎工事とパーツを積み上げるその2工事請負業者の琉球建設株式会社〈以降その2業者〉が証言）、写真B・Cにあるようにおおよそ日本の石材業者では考えられない粗といわれる紋様を表に出して制作されていること、写真Dにあるように亀裂の入り易い石材を用いていることで明確である。

更に、構造計算やボーリング調査等を請負った有限会社構研テクノス（以降テクノス社）に対し、地質調査に必要な情報を提供する事を怠ったことが指摘されている。テクノス社のボーリング調査も事前に情報を収集していれば、地下に埋設されていた雨水管を貫通させてしまう事故は無かった。因に、開いてしまった雨水管の穴は現在も補修されないままとなっている。

この貫通事故により龍柱建設予定地をずらした事、当初地下55mを予定した基礎杭（支持杭）4本を25mの摩擦杭8本に変更した事などずさんさが目立つ。

そして、その2業者は工事完了予定の平成27年3月24日を7月まで延長することを担当部署に内諾してもらったはずだが、市から突然解約されたと、本年4月下旬から開催された龍柱建設に関する補正予算を審議する議会で証言している。それ故、ペナルティを負わされるなら訴訟も辞さないとしたとのこと。

その主張の主たるものは、契約に無い（未完成の龍柱パーツを加工しなければな

らなかった) 工事をさせられた事により工期と費用が増大したというものだった。

5、 以上のように本件事業は、計画の曖昧さ市当局の不手際は弁明の余地が無いほどであるが、最も責任が重大なのは次に挙げるように市民の血税を不当に支出した事である。

本件事業は平成 25 年 12 月の時点では、予算額 2 億 6,700 万円で内交付金負担 2 億 1,360 万円、市の一般予算からは 5,340 万円の支出で行われるはずであった。

ところが、度重なる計画に変更、工事の完成の予定が立たなかったことにより、市の当局者は確認を怠り、事故繰越の手続きを行わなかった。この不手際は明確な落度でありかつ違法である。本件事業の遂行に権限を有している市長の責任は重大である。

それにより、本件事業は、1 億 296 万円の補正予算を加え総額 3 億 3,000 万円にも膨らみ、市民の血税は、約 5,000 万円で済むところを約 2 億 2,000 万円という当初計画の 4 倍にも及ぶことになった。

このような事態を招いた翁長雄志前市長及び城間幹子市長の責任は重大である。よって那覇市に対し、両名に対しこの損害分として 1 億 7,000 万円の損害賠償を請求することを求める。

6、 また、建設された龍柱は市民の民意を反映していないばかりか、県内外の多くの方々から反発されていることは観光立県としては看過出来ない致命的問題である。さらには高さ 15m という龍の石柱は世界に存在せず、通常の状態でも安全性が確保されたとは言い難く、むしろこの一帯は埋め立て地であるため震災による液状化の恐れがあること、加えて海沿いに建設されたため常に風と海水の影響を受け劣化が懸念される。

ましてや近年は地球の温暖化の影響から巨大で猛烈な台風が近海で発生していることから、安全性に不安のある龍柱の工事は直ちに停止し、速やかに撤去すべきである。